

# 経済産業省

20170329商局第1号  
平成29年3月31日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



## ガス事業法及びガス事業法施行規則の解釈及び運用について (ガス保安関係)

ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）及びガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号。以下「規則」という。）の解釈及び運用については、以下のとおりとする。

### (1) 規則第21条及び第89条関係

規則第21条及び第89条に規定する「その他これに類する構造」には、「軽量鉄骨造」を含むものとする。

### (2) 規則第200条関係

規則第200条第1項第1号に規定する「ガスの使用の申込みを受け付けたとき」に行う調査は、ガスメーターコックの開栓を伴う場合はガスを使用する時まで、ガスメーターコックの開栓を伴わない場合は当該申込みに係る小売供給開始の日から起算して4月程度を経過する日までに行うものとする。

## 附 則

- 1 この通達は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成5年1月1日以前に実施されたガス主任技術者国家試験に合格して

乙種ガス主任技術者免状を交付された者のうち、平成5年度及び平成6年度に社団法人日本瓦斯協会（当時）が開催した「乙種ガス主任技術者認定講習会」の受講修了者については、規則様式第23（ガス主任技術者資格認定申請書）に規則第31条第1号に規定する説明書として当該講習会の修了証明書及び同条第2号に規定する履歴書を添えて経済産業大臣に提出することにより、法第26条第3項第2号に基づき、経済産業大臣が平成5年1月1日以降に実施されたガス主任技術者試験に合格して乙種ガス主任技術者免状を交付された者と同等以上の知識及び技能を有している者と認定する。

- 3 規則第201条第1項の適用に関し、旧一般ガス事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第13条第1項に規定する旧一般ガス事業者をいう。）がガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年経済産業省令第15号）による改正前の規則第107条第1項第1号の表の上欄イ及びロに規定する事項を自主的に調査した結果（ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年経済産業省令第15号）の施行の日から起算して前40月以内に調査したものに限る。）を有しているガス小売事業者（法第159条第1項のガス小売事業者をいう。）は、規則第201条第1項に規定する調査の結果に当該自主的に調査した結果を含めることができるものとする。